

天草市から事業所のみなさまへ

事業所からくる一般廃棄物の 適正処理（分別）をお願いします！！

事業系一般廃棄物の処理方法としては、以下のようなものがあります。

- 1、自ら処理施設や民間の引き取り業者に直接持ち込む
- 2、市の許可を受けた収集運搬業者に依頼する

直接持ち込む場合でも、許可業者へ依頼する場合でもきちんと分別し搬入をお願いします。分別方法は裏面のとおりです。

排出事業者が正しく分別していなければ、資源物として受け入れることができません。

効率的にごみの減量と資源化ができるよう、「分別排出」にご協力ください。

清掃センターやクリーンセンターに燃やせるごみとして搬入された事業系廃棄物の展開検査を実施したところ、プラスチックや缶、びん、ペットボトルなどの違反物（産業廃棄物として処理すべき物）の他、資源にできる紙類が混入していました。違反物の混入を防止し、より多く資源物としてリサイクルするためにも、内容物の点検及び分析を行っています。

※悪質な違反に対しては、受け入れを拒否し、排出事業者のところへ返します。

展開検査のようす



▲ごみを収集車から降ろしているところ



▲手作業で展開検査中